

# 1 達成目標一覧

## (1) 総括目標

項目名	指 標	現 状 (平成 20 (2008) 年度)	目 標 (平成 26 (2014) 年度)
「子育てするならわがまちで!」と みんなが誇れる広島県の実現	子育てに楽しみや喜び・生き がいを感じる人の割合 《県政世論調査》	45.6%	60%

## (2) 個別目標

※：後期行動計画において、全国共通で設定が期待される項目

節	番号	項目名	指 標	現 状 (平成 21 (2009) 年度)	目 標 (平成 26 (2014) 年度)
第1節 ※1	1	親子で出かけやすい 環 境 づ く り	子育て応援イクちゃん サービス実施事業所数	2,816 店舗	5,000 店舗
第2節 ※2	2	周産期医療体制の整備	周産期母子医療センターが整 備された二次保健医療圏域数	5 圏域	全圏域 (7圏域)
	3	小児救急医療の確保	24時間小児救急医療体制が整 備された二次保健医療圏域数	6 圏域	全圏域 (7圏域)
第3節 子育て家庭をきめ細かくサポ ート	4	待機児童の解消	待 機 児 童 数	113 人 (H21.4.1 現在)	0 人 (H27.4.1 時点)
	※5	通常保育事業の実施	保 育 所 定 員	58,286 人	61,178 人
	※6	延長保育事業の実施	延長保育実施か所数	386 か所	468 か所
	※7	休日保育事業の実施	休日保育実施か所数	13 か所	30 か所
	※8	特定保育事業の実施	特定保育実施か所数	30 か所	32 か所
	※9	夜間保育事業の実施	夜間保育実施か所数	2 か所	10 か所
	※10	病児・病後児保育事業の実施	病児・病後児保育(病児・病後 児・体調不良児対応) 実 施 か 所 数	29 か所	45 か所
	11	認定こども園の推進	認定こども園設置か所数	12 か所	50 か所
	※注1 12	放課後子どもプランの推進	放課後児童対策未実施校区	40 校区 (平成 22 年度末)	0 校区
	13				
	14	仕事と家庭の両立支援の推進	一般事業主行動計画を策定し、 仕事と家庭の両立支援に取り 組 む 企 業 の 割 合	2.9%	6.0%
	15				
	※16	地域子育て支援拠点事業 (センター型、ひろば型、 児童館型)の実施	地域子育て支援拠点事業(セン ター型、ひろば型、児童館型) 実 施 か 所 数	105 か所	139 か所
	※17	一時預かり事業の実施	一時預かり実施か所数	233 か所	273 か所
	18	子育て支援情報提供事業の充 実	K i d s 情 報 送 信 サ ー ビ ス 会 員 数	21,988 人	40,000 人
	19	子ども何でもダイヤルの実 施	電 話 相 談 受 付 件 数	1,100 件	1,500 件
	※20	ファミリー・サポート・セン ター事業の実施	ファミリー・サポート・センタ ー 実 施 か 所 数	16 か所	20 か所
	※21	子育て短期支援事業 (ショートステイ)の実施	子育て短期支援事業 (ショートステイ)実施か所数	21 か所	24 か所
※22	子育て短期支援事業(トワイ ライトステイ)の実施	子育て短期支援事業(トワイ ライトステイ)実施か所数	14 か所	15 か所	

※1 第1節：みんなで子どもと子育てを応援

※2 第2節：安心・安全な出産・子育てを応援

節	番号	項目名	指 標	現 状 (平成 21 (2009) 年度)	目 標 (平成 26 (2014) 年度)
第3節 子育て家庭をきめ細かくサポート	※注7 23	子育て支援公共賃貸住宅の給 供	県営住宅における新婚・子育て世帯の優先入居戸数	50戸 (平成 22 年度)	225戸
	24	母子家庭の自立支援	自立支援教育訓練給付金事業実施市町数 高等技能訓練促進費事業実施市町数	22市町 20市町	県及び全市・福祉事務所設置町 (全 23 市町)
	25	訪問系サービスの充実	訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護, 行動援護, 重度障害者等包括支援)実施量	96,759時間/月 (平成 21 年度上半期)	158,231時間/月 (平成 23 年度※注2)
	26	児童デイサービス事業の充実	児童デイサービス事業実施量	5,514人日/月 (平成 21 年度上半期)	7,855人日/月 (平成 23 年度※注2)
	27	重症心身障害児通園事業の充実	重症心身障害児通園事業実施か所数	2か所	5か所 (平成 25 年度※注3)
	28	障害児等療育支援事業の充実	障害児等療育支援事業実施か所数	11か所	12か所 (平成 23 年度※注2)
第4節 配慮が必要な子どもと家庭を支援	29	児童家庭支援センターの設置	児童家庭支援センター設置か所数	0か所	3か所
	30	こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の実施	対象乳児に対する訪問実施率	67% (平成 20 年度)	100%
	31	養育支援訪問事業の実施	養育支援訪問事業実施市町数	14市町	全市町 (23市町)
	32	市町の家庭児童相談体制の強化	児童福祉司任用資格者の配置市町区数	13市町区	全市町区 (30市町区)
	33	児童養護施設の小規模化	地域小規模児童養護施設設置か所数及び小規模グループケア実施か所数	7か所	14か所
	34	児童養護施設等の入所児童への支援強化	児童養護施設等において、心理療法担当職員を配置している施設数	13か所	26か所
	35		児童養護施設等において、看護師を配置している施設数	3か所	8か所
	36	里親制度の推進	里親登録世帯数	151世帯 (平成 20 年度末)	200世帯
	37		要保護児童の里親等への委託率	6.0% (平成 20 年度末)	12.0%
	38	ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の設置	ファミリーホーム設置か所数	1か所	5か所
	39	自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)の設置	自立援助ホーム設置か所数	0か所	3か所

節	番号	項目名	指 標	現 状 (平成 21 (2009) 年度)	目 標 (平成 26 (2014) 年度)
第5節 次代を担うこどもの成長を支援	40	「基礎・基本」の定着	基礎学力が定着している児童生徒の割合	小学校 国語 80.7% 算数 88.2% 中学校 国語 79.0% 数学 70.5% 英語 64.2%	全教科 85%以上
	41	県立高等学校生徒の学力向上	基礎学力が定着している生徒が6割を超える学校の割合(県立学校)	34.1%	50%
	42	「志」の教育推進	将来の夢がかなうと思う児童生徒の割合	小学校 81.0% 中学校 59.0%	現状値より向上
	43	生徒指導上の諸問題対策の推進	暴力行為発生件数(公立小・中・高校生千人当たり)	4.4件 (平成20年度)	3.1件
	44	環境学習の推進	小・中学生のこどもエコクラブ登録者数	963人	7,000人 (※注4)
	45	児童生徒の体力・運動能力の向上	体力・運動能力調査の全国平均以上の種目の割合	71.1%	87.0% (平成25年度※注5)
	46	栄養改善の推進	肥満傾向にある小・中学生の割合	小学生 2.3% 中学生 2.0% (平成20年度)	小学生 2.0%以下 中学生 1.7%以下
	47	学校・家庭等における食育の推進	朝食を摂らない児童生徒の割合	小学校 3.0% 中学校 6.2%	0%に近づける
	48	歯科保健の推進	3歳児におけるむし歯のない子どもの割合	78.7% (平成20年度)	80% (平成23年度※注6)
	49	学校歯科保健の推進	12歳児の1人平均むし歯数	1.1本 (平成20年度)	1本以下 (平成23年度※注6)
	50	特別支援教育の充実	高等部卒業生の就職率(公立特別支援学校)	22.0% (平成21年3月卒業生)	26.0%
	51	キャリア教育の推進 高校生の就業能力の強化	最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合(県立高校)	30.3%	40%
	52		新規高校卒業生就職率	95.7% (全国平均 93.2%) (平成21年3月卒業生)	常に全国平均以上
	53		高校卒業後3年以内の離職率	47.4% (全国平均 47.9%) (平成17年3月卒業生)	現状値より改善

節	番号	項目名	指 標	現 状 (平成 21 (2009) 年度)	目 標 (平成 26 (2014) 年度)
第 6 節 こどもを守りはぐくむ地域を応援	※注 8 54	協働社会実現に向けた パートナーシステムの構築	(参考指標) 県と N P O との協働事業数	36 事業	—
	55	安全・安心な学校環境の整備	通学路における安全ボランティアによる見守体制が整っている公立小学校の割合	65.9%	100%
	56	旅客施設のバリアフリー化の 促 進	旅客施設 (利用者数 5,000 人 / 日以上) のバリアフリー化率	58.6% (平成 20 年度)	80% (平成 25 年度※注 3)
	57	低 床 バ ス の 導 入	低床バス (ノンステップバス, ワンステップバス) の 導 入 割 合	21.7% (平成 20 年度)	40% (平成 25 年度※注 3)

- 注 1) 12, 13 は, 平成 23 年度から「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づく施策体系整理において設定した新たな指標・目標を掲げ取り組みます。
- 注 2) 25, 26, 28 は, 「第 2 期広島県障害福祉計画」で設定しています。平成 23 (2011) 年度に目標設定について検討します。障害福祉計画は県・市町が策定するもので, 「28 障害児等療育支援事業」は目標設定の考え方が異なるため広島市を含みません。
- 注 3) 27, 56, 57 は, 「広島県障害者プラン」で設定しています。平成 25 (2013) 年度に目標設定について検討します。「27 重症心身障害児通園事業」は県・指定都市・中核市が個別に実施しているため広島市, 福山市を含みません。
- 注 4) 44 は, 新たな目標を設定したため, 目標を更新しています。
- 注 5) 45 は, 「広島県教育委員会主要施策実施方針」で新たな目標を設定したため, 目標を更新しています。
- 注 6) 48, 49 は, 「旧健康ひろしま 2 1」で設定しています。平成 23 (2011) 年度に目標設定について検討します。
- 注 7) 23 は, 平成 22 年度に目標を達成したため, 平成 23 年度から新たな指標・目標を掲げ取り組みます。優先入居戸数は入居決定時点の戸数で整理します。
- 注 8) 54 は, 平成 23 年度以降目標設定はしませんが, 参考指標として実施状況を公表します。